

ふくしまおいしく減塩・食環境づくり推進業務 委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「県」という。）が発注を予定している、ふくしまおいしく減塩・食環境づくり推進業務委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議の上別途作成する。

2 事業目的

東日本大震災以降、福島県民（以下「県民」という。）の健康指標は大きく悪化し、現在もメタボ該当者の割合は全国ワースト4位、急性心筋梗塞死亡率は男性が全国ワースト7位、女性が全国ワースト9位など、高塩分摂取がリスクとなる健康指標が悪い状況が続いており、喫緊の課題である。

また、県民の食塩摂取量は男女とも全国ワースト2位の状況であり、食塩摂取量を減少させるためには、県民総ぐるみで減塩に取り組む気運醸成を図る必要があることから、あらゆる場面で「おいしく減塩」を県民に周知するとともに、健康的な食環境づくりを推進することにより、県民の健康意識の向上や食行動の変容・定着による健康指標の改善を目指すことを目的とする。

3 事業概要

(1) 主催者

福島県

(2) 基本的な考え方

ア ターゲットは子ども～高齢までの幅広い年代の県民とする（特に子ども世代や20～50歳代の働き盛り世代）。

イ 福島県食育応援企業や関係団体、市町村等と連携し効果的な事業展開を図ること。

ウ 「おいしく減塩」及び「ベジ・ファースト」の効果を多くの県民に印象づけ、手軽で魅力的な手法等の発信など、継続した実践を促すような取組とすること。

エ 県内のスーパー等と連携し、減塩やベジ・ファーストの実践を促す環境整備に取り組むこと。

4 委託業務内容

本委託における業務内容は以下のとおりとし、プロポーザル参加者にあつては、コスト及び県民への波及効果等に留意した上で、効果的で自由なアイデアを踏まえた提案を行うこと。

(1) 共通事項

ア 受託者は、事業の企画、開催準備、運営から実績報告まで全ての業務を行うものとする。ただし、県が特に指定した場合を除く。

イ 業務の遂行に要する費用は、特に指定がある場合を除き、全て受託者が負担する。

ウ 委託事業の実施に伴う著作権は、全て県に帰属するものとする。

エ その他、疑義が生じた場合はその都度県と協議する。

(2) 業務内容

ア 減塩推進体制の整備

(ア)減塩推進ネットワーク会議及び減塩推進イベントの開催（各1回以上）

(イ)ふくしま減塩アクションプロジェクト参画企業の取組状況とりまとめや情報発信等

イ 県民に対する減塩及びベジ・ファーストに関する情報発信・普及啓発活動

(ア)新聞・ウェブサイト・SNS等を活用した定期的な情報発信等

(イ)飲食店やスーパー等での効果的な情報発信・啓発等

(ウ)スーパーと福島県食育応援企業、関係団体、市町村等が連携した啓発活動の実施調整及び活動の広報等

ウ スーパーにおける減塩やベジ・ファーストの実践を促す環境整備の実施支援

(ア)県の要件に沿った減塩総菜等の販売や検証の支援

(イ)ベジ・ファーストの実践や野菜摂取を促すための体験活動を取り入れた環境整備の実施及び販売実績等による検証の支援

(ウ)上記(ア)(イ)に係る取組状況や実績のとりまとめ及び広報等

エ ベジ・ファースト協力店の管理

ベジ・ファースト協力店の登録拡大と管理

オ その他、本業務の趣旨に沿ったもので、効果的と思われる事業の実施

(3) その他、留意点

- ・事業目的を達成するため、ターゲットは子ども～高齢までの幅広い年代の県民を対象（特に子ども世代及び20～50歳代の働き盛り世代）とし、健康に対する「無関心層」を巻き込める事業を提案すること。
- ・「無関心層」が多い若い世代も楽しく参加できる内容を提案すること。
- ・県の健康増進施策の理念や健康課題、健民アプリ等の各種ツール、福島県食育応援企業団やうつくしま健康応援店など、可能な限り「福島県ならではの」の要素を取り入れた内容とすること。
- ・事業の実施に必要な各種申請・連絡調整等を行うこと。
- ・印刷物、広報媒体等において使用される素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらについて、使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得ること。

(4) 事業終了後の業務

実績報告書等を作成し、委託業務完了後、速やかに2部提出すること。

実績報告書には、事業内容、実績（県民の参加者数、ベジ・ファースト協力店やスーパー等の取組、県民の意識等の成果がわかるもの）、紙媒体等の成果品、写真等を添付すること。

5 その他留意事項

- (1) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。